

別表1 交付対象者（トラック）

交付対象者
<p>貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に定める一般貨物自動車運送事業を営む者で、県内に営業所を有する者。</p> <p>ただし、資本金又は出資の総額が10億円以上の者（資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人を超える者）を除く。</p>

別表2 補助金の対象経費（トラック）

補助金の対象経費
<p>①車両効率化設備の導入に必要な経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テールゲートリフター</li> <li>・トラック搭載型クレーン</li> <li>・トラック搭載用2段積みデッキ</li> <li>・ダブル連結トラック</li> </ul> <p>②運行等管理システムの導入に必要な経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務効率化事業にかかるシステム（車両動態管理システムを除く）</li> <li>・車両動態管理システム</li> <li>・原価管理システム</li> </ul>

別表3 補助金の額（トラック）

補助金の額			
<p>補助対象経費に下表の補助率を乗じた額（1,000円未満切捨）以内、かつ、補助上限の範囲内の額。</p> <p>ただし、予算の範囲内の額とする。</p> <p>なお、予算額に達した場合、その他必要と認めるときは、申請内容について調整を行うことがある。</p>			
①車両効率化設備		補助率	補助上限
テールゲート リフター	アーム式	1/12	50千円/台
	垂直式		50千円/台
	後部格納式		100千円/台
	床下格納式		100千円/台
トラック搭載型 クレーン	大型	1/6	700千円/台
	中型		600千円/台
	小型		500千円/台
トラック搭載用2段積みデッキ			180千円/台
ダブル連結トラック			4,000千円/台
②運行等管理システム		補助率	補助上限
業務効率化事業にかかるシステム		1/4	120千円/者
車両動態管理システム			60千円/台
原価管理システム			30千円/者